

都市化と児童

②

遊び場の本質的価値

塩川寿平



四月号において、子どもの“生活の場”である遊び場について、定義を加えた。さらに今日の都市化状況における遊び場の生成、およびその重要性に対する問題提起を試みた。

そこで明らかにされたことは、遊び場は子どもの生活にとって

不可欠の要素だということ、それにもかかわらず遊び場は失われ、現に子どものパーソナリティの形成の上に暗い影（弊害現象）を投げかけ始めたことである。

ルにおける認識の欠如以外のなものでもない。それゆえに、まず第一にわれわれは、遊び場の本質的価値について解明し、深い本質的な認識が国民的レベルでなされた時こそ、まさに遊び場の力強い建設が全面的に開始される時であろう。

なお、考察にあたって、対象はおもに乳幼児とした。したがつて保育所・幼稚園の保育六領域との関連を考慮に入れ、また四月号で提出された弊害現象についても答えていきたい。

今日遊び場対策において、わが国の取り組みが遅れている重大

な要因の一つは「遊び場の本質的価値」に対する、国民的レベル

における認識の欠如である。都市化現象の中で、失われていく遊

び場に対する貧弱な対策を今まで許していたものは、国民的レベ

(1) 心の解放の場

遊び場の持つ、一定の広さおよび空間は、子どもたちにはれば

れとした解放感を与える。それは子どもたちが遊び場に出た時、大きく深呼吸し、それと同時にゆっくりと遊び場全体を見まわすという行為として現われる。それは全く自由な瞬間であり、遊び場の持つすべての可能性はこの瞬間から始まるといえる。

この行動は遊びの始まりの厳粛な儀式ともいえるので、別ない方で表現すれば「ほっと」している状態である。子どもたちは家庭から解放され、室内保育から解放され、自由遊びの時間を与えられた。大空を見上げることのできる広々とした戸外の遊び場ほど、十分に「ほっと」させてくれるところはない。

本来、遊びとは「目的なき目的性の行為」であり、テストや宿題のように、何々を必ずしなければならないとか、いつまでに完成させなければならないという、心理的緊張には欠けた行為である。言いかえればそれは「外界に適応しない行為」であり、自由の中で初めて保障される。

すなわち、遊び場の本質は、自由で解放された活動、「目的なき目的性の行為」を許してくれる場であるといえる。また「外界に適応しない行為」を可能にするためには、十分な広い遊び場が必要になるのである。いつもブランコの順番を待たなければならぬような、また他人の遊びとかち合うような狭い遊び場ではない、「外界に適応しない行為」は保障されず、別の新たな心理的緊張をしいられるといえる。

このことについて、キャサリン・リードは「計画を立てるにあたって、まず最初に考慮すべき点は、戸外に十分な場所があるかを確かめることです。やっと遊べる程度の狭い場所で満足してはなりません。さもないと、子どもたちは戸外の遊びに興味を失い『私の担当する子どもたちは外に出たがりません』と嘆く教師の立場に立たせられるかもしれません。場所が第一の必要条件です」(註①)と述べている。このことは、おきまりのブランコ・スベリ台・ジャングルジムという固定遊具の配置された小さな遊び場が、どうしてたちまち子どもたちからきらわれてしまうかを説明している。

四月号で述べた園児の臨床観察に見られた「教室にどじこまる」「狭くてつまらない」「ふさぎこむ」「キンキンヒステリックに騒ぐ」等の弊害現象は、ここに理由があるといえる。すなわち、遊び場は「心の解放の場」である。遊び場の第一の必要条件は、すべての制限から解放してくれる「広い場所」である。

(2) 自己主張の場

自己主張には広さが必要である。それは「拒絶の広さ」「意志の行使の広さ」と著者が命名するところの価値である。広い場所、すなわち保育における「広さ」は次の二つの事実を意味する

①は「発散する」「飛び出す」「逃げる」である。

②は「收拾する」「おさえる」「つかまる」である。

①は子どものがわからみた「広さ」であり、自己主張である。

②は保育者がわからみた「広さ」であり、安全管理の態度である。

実際の保育において見られる二面性であるが、①は精神の自由の尊重であり、自己主張の受容、すなわち「意志の行使の広さ」

「拒絶の広さ」である。②は乳幼児の低い弁識能力に対する監督義務、身体の安全管理であり「掌握の広さ」である。安全管理という点に重きを置けば、当然「掌握の広さ」が問題になり、広い場所は子どもを散漫な状態にし監督の目が行きとどかず、危険である。その上、集団をつくりにくいという発言になる。

だがここで考えなければならないことは、散漫な状態がなぜ生まれるのか。散漫な状態はなぜいけないのか。その意味を問う必要がある。入園初期において個々バラバラな子どもたちが、集団保育をとおして、その保育効果の現われとして、完成した社会的集団活動ができるようになるわけである。そこに保育者の専門技術があるわけである。初めから狭い場所でなければ集団保育がやりにくいという発想は、保育に対する根本的誤りである。初めは「散」の状態で、保育効果の現われとして「集」の状態に子どもを指導することが保育である。四月の入園当初においては「散」の状態をそのまま受容することが、個々の子どもの人格を尊重す

ることになるのである。

自己主張の受容とは、具体的には集団保育に対する子どもの「拒絶」であり、子どもの「意志の行使」を受容することである。入園当初、狭い場所に無理やり入れられ逃げ場を失った子どもの恐怖は後々までも長びき、かえって集団保育の成立を遅らせるのである。

よくある現象であるが、狭い場所であるがゆえに保育者は、自己の技術の未熟さに気がつかず、子どもたちが喜んで集団状態にあると思い込んでいるのである。狭いがゆえに、子どもたちはそこにいたのであり、形体上の集団にすぎず、心の中での共同及び連帯ではないのである。苦痛な状態でさえあるのである。もしこの場合十分な広さがあつたら、子どもは保育者の保育技術の未熟さに対する批判として、拒絶することができたであろう。そして、逃げだすという意志の行使が許されたはずである。また、その子どもの行為を保育者は認識することにより、自ら自己の保育技術の未熟さに気づき修正することができたわけである。

この事実をさして、著者は「広さの価値」について「拒絶の広さ」あるいは「意志の行使の広さ」と命名するのである。この「拒絶の広さ」「意志の行使の広さ」は、安全管理のいう「掌握の広さ」と矛盾するかのようにとられるかもしれないが、決して矛盾するものではない。保育者は安全管理を放棄したわけではない

く、安全管理は子どもの自己主張を許さないわけではない。誤った意味での制限をとりのぞき、自己主張を受容的態度で受けとめることを明らかにしたのである。その意味において保育者の安全管理上の責任はより高まつたといえる。

また、著者が臨床観察を行なつたきわめて広い遊び場を持つN保育所（静岡県富士宮市）においては、六六〇〇平方メートル（約二千坪）の遊び場を利用して治療保育をあわせて行なつてゐるが、よく「子どもがどこかへ行つちゃつた」「子どもが逃げちゃつた」という事態が起つてゐる。もちろん門はしめてあるので園外へ出ることはできない。そのたびに保母は園内をさがし回るのである。たいてい遊び場の草むらの中でバッタと遊んでいたり、トンネルの中で遊んでいるところを発見するのである。保母の保育技術及び受け持ち園児数の問題とは別に、そうした子どもたちは、必ず本人自身の問題を持つた子どもである。

S（三歳）は知能の低い子でありT（四歳）は過保護な家庭で育ち、初めて祖父、祖母、父、母と別れる生活に入ったばかりである。またK（五歳）は、両親が離婚係争中であり、きわめて情緒不安定な状態であった。またI（六歳）は自閉的傾向の強い子でもあった。こうした子どもたちは、いずれも個別の問題を持つ子どもたちであり、集団保育から逃げ出すことにより自己を見いだし、個別の援助を受けることにより安定を獲得し、徐々に集

団の中に入つていけるようになるのである。

こうした子どもたちを、狭い保育所で毎日無理やり集団の中へ入れたとしたらどうであろうか。S、T、K、Iのいずれの子どもの場合もよい結果は生まれない。社会的集団保育への参加は遅れるか、決定的に失敗するのである。逃げ出すことを受容する「拒絶の広さ」は、人格を尊重した保育を意味する。

また、著者が臨床観察を行なつたきわめて狭い遊び場のT保育所（四月号参照）においては、一度も子どもたちが逃げてしまつたということがなかつた。逃げても狭いため一目で発見され無駄であつたから、子どもたちは自己主張としての脱走を試みなかつた。そして、一見、入園当初から子どもはまとまりをみせていたが、無気力なまどまりであつた。保母たちもまた集団の中に没入している問題児を発見できず、また自己の保育技術の未熟さにも気づかなかつた。問題児たちは、逃げ出してはみたものの、一、二回試みた後、無駄を知り、逃げ出すことをやめてしまった。結果は決してよいものではなかつた。

自己主張が無駄となると、彼らは急に無気力になつてしまつたのである。「ふさぎこむ」「元気がない」というのがその現象であった。時々「狂氣のようなヒステリックな声を出す」ことはあつても、概して静かであつたから、そのまま集団の中に没してすこしてしまつたわけである。そして、小学校へ入つてから問題児行

動が発見された時には、治療上きわめて困難な状態になってしまつたのである。

T保育所で「一人も逃げ出さない」ということは、逃げ出すだけのスペースがなかつたということなのである。子どものがわから、子どものありのままの姿をとらえるためにも『広さ』は必要なのである。また逆に、保母のがわからは、広い場所に立たされたときその保育技術が本当の実力であるか、いつも試される立場におかれるのである。保母のやり方に対し、子どもはいつでも逃げ出せるのである。広いN保育所などにおいては、未熟な保母は子どもの集団脱走にあい、泣かされるはめになるのである。狭い保育所でベテランといわれていた保母でさえ、N保育所では失敗し技術の未熟さに気づいたのである。これは、今まで『狭い』という保育環境に保母自身が甘えていたということである。マンネリズムにおちいっていたことに対する批判である。広の中では保育者はいつも新鮮な創造的な保育を求められるのである。

また、別の観点からも『広さ』は必要である。たとえば保育所の場合、一日原則として八時間の保育であり、また現実には十～十一時間保育される子どもさえいるのである。狭い園にいる子どもはひとりになることが不可能であり、一日中集団の中に没しきこさずにする。また、土地は狭くてすみ、維持、管理上からも安上がりである。経済的には非常に都合がよいわけであるが、もちろんこの場合、子どもの人間としての喜びや、真の福祉的な考え方は念頭にないわけである。『広さ』について話し合ったとき、園長たちがその必要性を認めながらも、保育者の増員は園の経費

る。広さは、そうしたひとりでいる生活空間を保障してくれるのである。狭い園の子どもたちが、イライラしているとか、逆に無気力だといわれるものは、生活時間のすべてが集団の中にあり、すつかり精神的に疲れているためである。

もう一つの問題は、広さの拡大により、当然保育という仕事の総量は増加するわけで、保育者の受持ち園児数は減少されなければならない。それはさきにもふれた「掌握の広さ」に関してである。遊び場が広くなれば、子どもの活動は拡大され、一保育者が掌握できる子どもの数は当然減少するからである。現実には、弁識能力の低い幼児に対する、事故防止の監督義務の責任は、保育者に重くかかるのである。また、入園当初において発見不可可能な事故多発児がいるかもしれないのです。

それゆえ、遊び場を広くするということは、保育者を増員しなければならないことである。逆に、一保育者により多くの子どもをもたせたいと考えるならば、遊び場は狭いほど都合がよいのである。保育者は手近に子どもをおくことにより決定的な事故を起さずにする。また、土地は狭くてすみ、維持、管理上からも安上がりである。経済的には非常に都合がよいわけであるが、もちろんこの場合、子どもの人間としての喜びや、真の福祉的な考え方は念頭にないわけである。『広さ』について話し合ったとき、園長たちがその必要性を認めながらも、保育者の増員は園の経費

持出しがになると困惑の表情をみせ、具体的な遊び拡張については、きわめて消極的になってしまった。その真の原因是土地不足の問題と共にその辺にあるのではないか。これには確かに一理があり、現状でやれというのでは、保育者の増員、および遊び場拡張、維持費の分だけ園の負担がふえるのである。豊かな福祉の実現を考えるとき、国及び地方自治体は、遊び場の拡張に関する財政的援助をすみやかに検討すべきである。

この点について現行法をみると、保育所の場合、年長児（四歳以上）を例にとれば、保母は「おおむね三十人につき一人以上とする（児童福祉施設最低基準第五十三条）」となつてゐる。また、幼稚園の場合「一学級の児童数は四十人以下を原則とする（幼稚園設置基準第三条）」「……各学級ごとに少なくとも専任の教諭一人をおかなければならない（同第五条）」となつてゐる。

黒田玲香は、一九六五年のヨーロッパ保育見聞の旅で、フランスのエコール・マテルネル・ブレンエヤー（日本の保育所にあたる）を訪ね、「建物は少し古くなっていたものの豪壮雄大なスケールで、特にその園庭の広々としていること、うつそつたる樹木に

隠された自然を背景として、芝生で日光浴する子どもたち、広い豊かなブトルで水遊びに興ずる子どもたち、森林の中で木登りをしたり、飛びはねている元気な子どもたち、まるで泰西名画の一

幅をみるような光景がそこについた。」（註②）と述べている。また副島ハマは「ソ連の児童教育見たまま」（註③）の中で「きわめて園庭が広い」と報告している。

著者もまた一九七一年一月、ヨーロッパをたずね、イギリス・フランス・ドイツ・スイス等を見学してきたわけであるが、ほかの諸国にくらべて貧しいといわれるイタリアでさえ広い遊び場が用意されていた。ローマで訪問した、国立乳児院「バルミナ・タレンテ」では、大きな木と芝生の広い遊び場に心を打たれた。現在七十人の子どもが在籍しているが、約二五〇〇平方米の広さであり、たて五メートルよこ七メートルという大きな砂場も用意されていた。（日本では、乳児院についての戸外の遊び場は、法的に何の規定もない。それゆえ、戸外の遊び場をまったく持たない乳児院が多く見られる。）また人事については、小児科医の所長さん一人と所長補佐一人、看護婦四人、保母二十人、その他シスター（尼）五人の、計三十一人で保育が進められていた。また別に、雇用人としてまかない人、掃除人がいるとのことであった。

今ここにあげた報告は、ヨーロッパにおいて遊び場の本質的価値が深く認識されていることを伝えているのであるが、同時にもう一つの重大な点は、一保育者の受け持ち園児数が少ない事実である。黒田は「これは、ヨーロッパ全体を通じていえることであるが、このイタリアのローマでさえ（中略）六十名（四、五歳児）

の園児に対して、二名の修道女の先生と、三名の助手、一名の用務員が配置されていたことである」（註②）と報告し、副島は、「ソ連のようすを「零～三歳児には、一クラス十五～二十人について、保母二、助手一、看護婦二、計五人があたる。三～七歳には、一クラス二十～二十五人について、保母二、助手一、計三人があたる」（註③）と報告している。

以上の報告は「広さ」と「一保母の受持ち園児数」との問には、反比例の相関関係が明らかに働いていることを証明している。

日本では一体どうして、三十人（四歳以上）あるいは四十人の子どもを一人の保育者が見ているのだろうか。そのナゾは狭い保育環境にあるといえる。狭いからこそ可能なのであり、こうした状態は、広い遊び場でのびのびと保育されているヨーロッパの子どもたちに比べて、日本の子どもたちが非常に多くのものを失っているということである。

もちろん、子どもたちの遊びには、後者の言葉や概念を利用したものもある。しかし、ここで特に重視したいのは、戸外の遊び場において多分に起る可能性のある、前者の試行錯誤（ソーンダイク）や条件反射（パブロフ）による経験学習である。豊かな質的内容を持つ遊び場が与えられるならば、子どもたちは多くの経験をつみ、多くのものを学習することができる。遊び場は経験による学習を通じて、子どもの能力を開発するという、本質的な価値を持つといえる。

保育六領域の一つである「自然」の指導は、以上の理論によつて裏づけられる。草や花や木などの自然のある豊かな遊び場において、モンシロチヨウの乱舞に、思わず感動する。そこから、なぜだらうと科学する子どもの姿が生まれる。

鰐坂二夫らは「自然の中に起る小さなできごとに新鮮な驚きを感じ、興味を持つものである。これらの小さな驚きが、その原因を追求しようとする科学的な思考や行動へと動いていくよう

時実利彦は「学習は、成熟の過程で行なわれる初期学習と、成熟が完成してから行なわれる後期学習がある。前者は赤ん坊の時の学習で、試行錯誤や条件反射による機械的反復（経験）によって形成される。これに対して後者は、言葉や概念を利用するおとなとの学習で、その形成は早いが、消えざることも早い」（註④）と述べている。

導びく」とが『自然』のねらいである。幼児のまわりで起る自然の変化や現象の一切がこのための教具となる」と(註5)述べている。

子どもたちの日常の生活時間・生活空間の中でこうした経験を持たせたいと考えるならば、それは『遊び場』以外にはない。

また、人間社会に平和と幸福をもたらすためには、現実社会の矛盾を克服した新しい文化を作り出していかなければならない。それは、『新しい価値の創造』ともいえるものであるが、新しい価値を生み出すためには、自発性にもとづく創造性なくしては不可能である。子どもたちは、遊び場の中で多くの経験をし、創造性を養っていくわけであるが、いつもどこかのコーナーで演じられている「*パトロール遊び*」は、中でも重要な経験である。遊び場に「子どもの家」を置いたり、「ガラクタ」を用意してやることで、子どもたちは豊かな遊びを経験する。そこで保母が補助自我として参加することによって、保育六領域の一つである「言語」や「社会」についても、より豊かなものを子どもたちは身につけていく。たとえば、インディアンの、インディアン部落の建設、お祭り、戦争等の生活の中で、自発性・創造性は養われ、生きた「言語」や「社会」が身につくのである。

このように、遊び場は「経験による学習の場」という本質的価値を持つ。

(4) 精神発達受容の場

精神発達受容の場ということは、『子どもの精神発達が受容される場』ということである。さらに詳しく述べるならば、子どもは自分の精神発達に即して、遊び場において課題を選ぶわけであるが、その課題解決の行為は、あたかも保母やセラピストによって受容されること、遊び場によって受容されるということである。よく「遊びで覚えたことは忘れない」といわれる。それは遊び場における遊びが、子ども自身の意志で自由に選ばれるがゆえに無理がなく、その経験はその子どもの精神発達の段階からみて、最も適したレディネス(Readiness)において行なわれていると考へられるからである。あることを学習するには、それに適したレディネスができていることが必要であり、最も適した時期に学習させると、能率があがりやすい。その時期をはずすと、学習が効果的に行なわないので、逆にその時期よりも早く学習してもその効果をあげることができない。

このことはすでに一九二七年に、ゲゼル(Arnold・Gesell)といふ、たとえば、インディアンの、インディアン部落の建設、お祭り、戦争等の生活の中で、自発性・創造性は養われ、生きた「言語」や「社会」が身につくのである。

彼の門弟ヘレン・トムソン(Helen・Tompson)による「女児の一卵性双生児による階段のぼりの研究」(註6)等によつて明らかにされている。それは「双生児の一方の子に、生後四十六週で階段のぼりを訓練させ、五十二週になつてやつと二十六秒かかつてのぼれるようになったのに、もう一方の子は、五十三週のとき

から訓練を始め、このときには四十五秒もかかったのに、五十五週になるとわずか十秒でのぼってしまうようになる」という事実である。

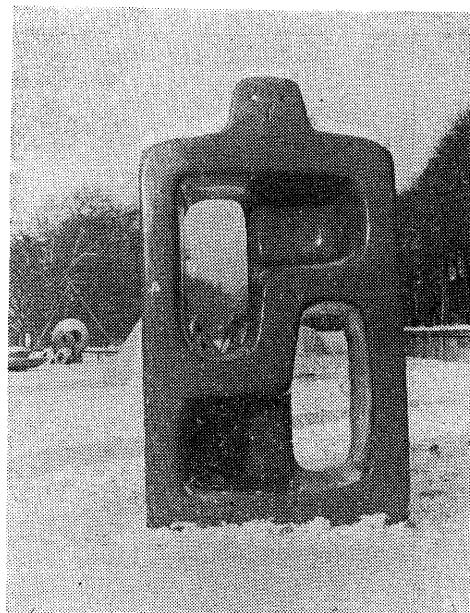
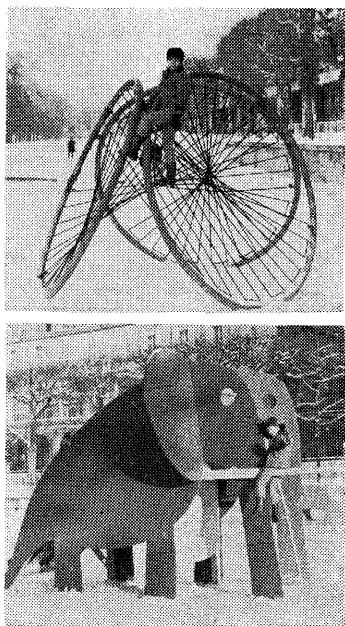
遊びをふりかえってみると、それは自発性にもとづく興味活動であり、その子どもの精神発達及び身体発達にあつた課題が選ばれ、無理のない学習が進められ、それゆえに、その学習は成功し、その子どもの実力として身についていくといえる。

このことは、遊び場における自発的な遊びがきわめて効果的であることを証明している。遊び場においてこそ、その子どもは発達の法則を無視することなく、自己の①知能の程度、②身体の発達、③情緒の発達、④社会性の発達、⑤過去において学習した経験、⑥学習の習慣・態度等にあわせて課題を選び、遊ぶことができるのである。
(つづく)

註（参考資料）

- (1) キャサリン・リード著「園庭保育」日本全国私立保育園連盟出版
- (2) 黒田玲香著「ヨーロッパの保育・日本の保育」黎明書房
- (3) 副島ハマ著「ソ連の幼児教育見たまま」フレーベル館
- (4) 時美利彦著「脳の話」岩波新書
- (5) 鬼坂二夫ほか著「保育概論」ミネルヴァ書房
- (6) ゲゼル著・山下俊郎訳「乳幼児の心理学」家政教育社

パリ ジャンヌダルク広場の遊具



右 自然とともに

左 雄大な遊び

静岡県富士宮市

野中保育園にて

